

準備はできていますか？ 「適切な看取りに対する指針」の作成

～「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を確認する～



「適切な看取りに対する指針」作成の要件化

高齢化による多死社会の到来に備え、4月の診療報酬改定において、次の入院料や加算を取得している医療機関等に対しては、「適切な看取りに対する指針」の作成が要件化された。

- 療養病棟入院基本料
- 地域包括ケア病棟入院料1および3
- 在宅ターミナルケア加算（C001 在宅患者訪問診療料、訪問看護ターミナルケア療養費）

* 経過措置

2018年3月末時点で療養病棟入院基本料を届け出ている病院は、2018年9月末までは、「看取り指針」の要件を満たすものとされている。

ガイドライン策定の経緯 1

近年の高齢化率の上昇に伴う、死亡者数の増加（多死社会の到来）は避けて通れない現状。

地域包括ケアシステムの構築には、医療介護のシームレスな連携が求められ、「病院完結型」から「地域完結型」へのシフト、そしてこの受け皿となる地域の在宅医療・介護の基盤充実が課題となっている。

また、高齢化の進展に伴い救急搬送も増加傾向にあるが、本人の医師が家族や医療機関等で十分に共有されていないために、「本人の望まない救急搬送」「本人の意思が十分に考慮されない治療が行われる」などの課題が顕在化してきている。

過去には、2006年に富山県射水市の人工呼吸器取り外し事件が社会問題化したことを契機に、終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会」で旧ガイドラインがとりまとめられ、周知が図られてきた背景がある。

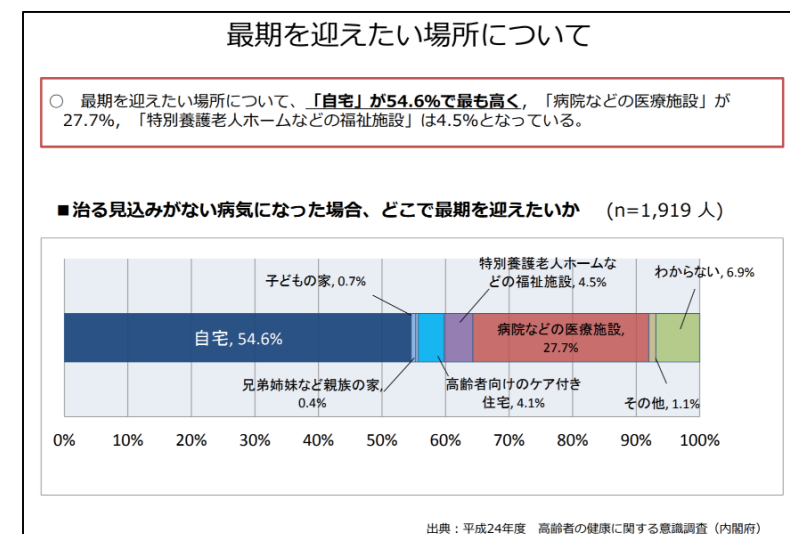
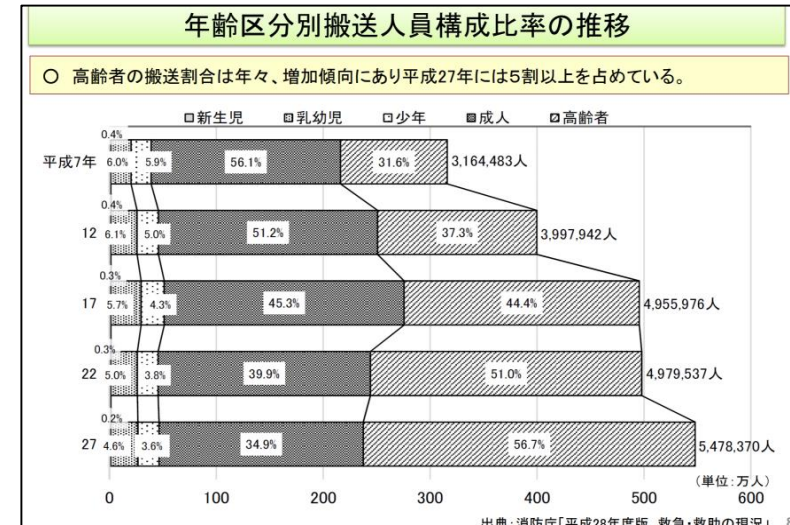
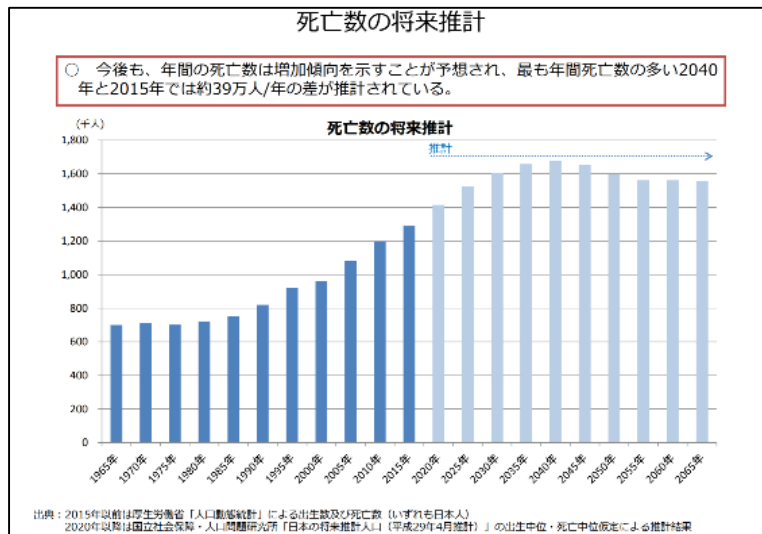
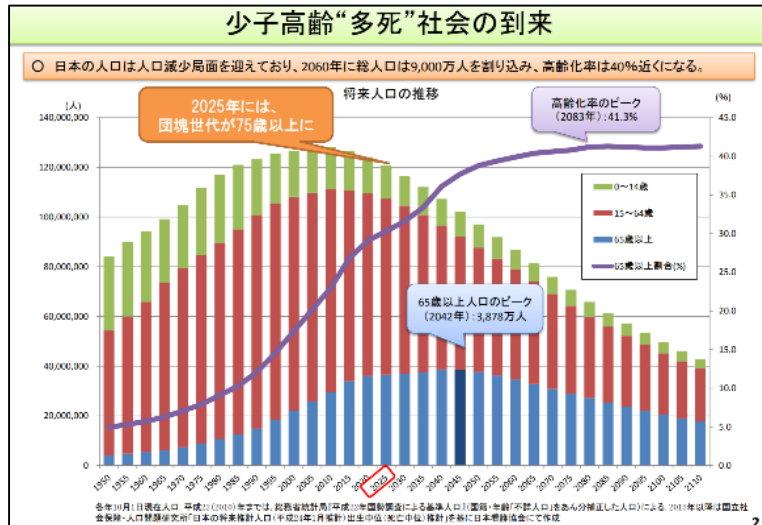
ガイドライン策定の経緯 2

これら検討会で議論は積上げられ、

- ・ 人生の最終段階における医療のあり方を決定する際には、適切な情報提供と説明に基づいて、本人が医療従事者と話し合い、本人による決定を基本とすること
- ・ 人生の最終段階の医療の内容は医師の独断だけでなく、医療・ケアチームによって慎重に判断することなどがガイドラインに盛り込まれた。

これまでも、DNAR(Do Not Attempt Resuscitation)やリビング・ウィル(Living Will)などの取組みが進められてきたが、こうした取り組みでは、文書が残されていても、本人の意思が家族や医療・ケアチームと共有されていない場面が多く、そのため本人の意思を反映した医療・ケアが十分に提供されていない場合があることなどが指摘されていた。近年では、ACP(Advance Care Planning：アドバンスケアプランニング 人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス) の概念が普及し、平成30年版のガイドラインに反映された。

高齢・多死社会の到来

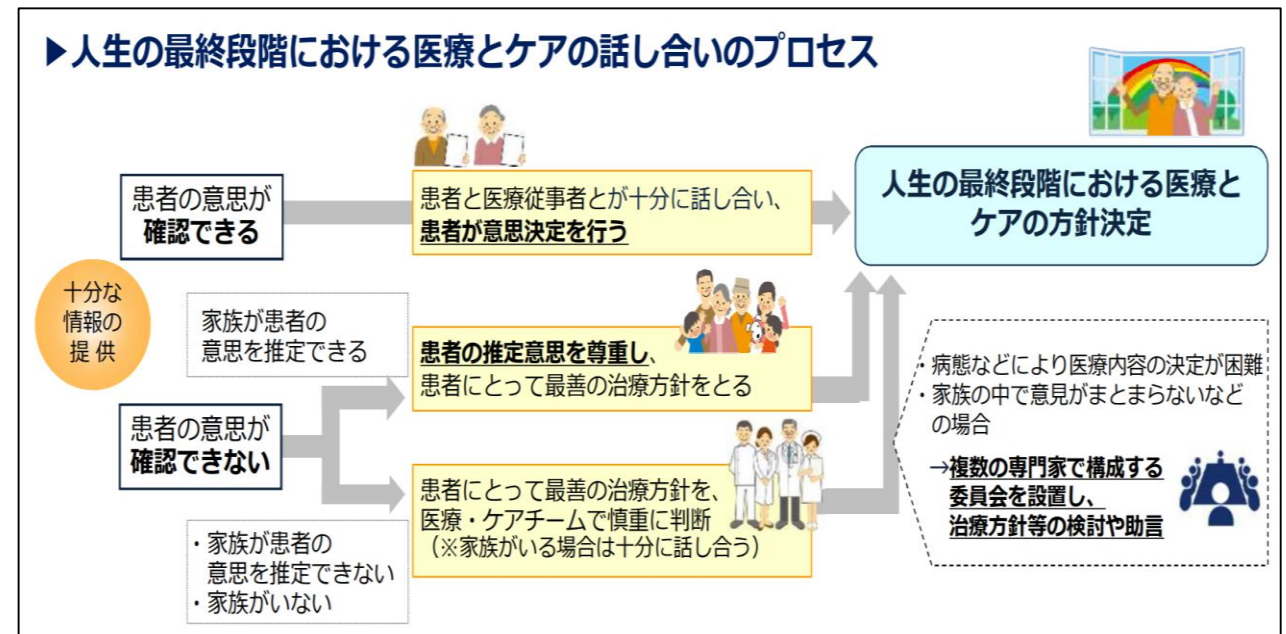


「終末期医療」は「人生の最終段階における医療」

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」とは、人生の最終段階を迎えた患者や家族と、医師をはじめとする医療従事者が、患者にとって最善の医療とケアをつくりあげるプロセスを示したものの。

- 人生の最終段階における医療・ケアの在り方
- 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

について記されている。



まだガイドラインを見たことがない人は、まず下記の厚労省のWebサイトをチェック

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>



1 人生の最終段階における医療・ケアの在り方（要約）

区分	ポイント
適切な情報提供と説明	心身の状態や社会的背景を鑑み、「受ける医療・ケア」「今後の心身の状態の変化の見通し」「生活上の留意点」等を得たうえで、“本人の決定”を最重要視する
医療・ケアチームを構成	病院：医師、看護師、コメディカル、MSW 等 在宅・施設：医師、看護師、介護支援専門員、介護従事者 等
医療・ケアチームの取組み	本人の意思を尊重するためには、その意思が、時間の経過や心身状態の変化等に応じて変化する可能性を踏まえ、繰り返し話し合いを行っていくことが求められる
判断と検討	どのような状態が人生の最終段階かは、病態によって異なる。医師による医学的妥当性と適切性をもとにした判断を基本とし、医療・ケアチームによって検討していくことが必要
医療・ケアチームにおける懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・強い医師への追認 対策：医師以外の従事者の専門意識の高揚 ・曖昧な責任の所在 対策：各位が専門家としての責任をもち、協力して支援体制を構築するという認識の共有
緩和ケアについて	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年2月、厚労省による緩和ケアのための麻薬等の使用範囲の拡大 ・身体面の疼痛緩和以外の部分、精神的・社会的問題への配慮と他職種協働によるフォロー
積極的安楽死との違い	疾患に伴う耐え難い苦痛は、緩和ケアにより解決すべきという認識の共有

2 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き（要約）

A 本人の意思が確認できるケースにおける方針決定の手続き	
区分	ポイント
合意形成と方針決定	押しつけにならないよう配慮（十分な情報と説明：医学的妥当性・適切性）
合意後の意思の変化と文書による記録	本人の意思が変化しうることを踏まえ、合意形成と方針が決定されたあとであっても、状況に応じて上記のプロセスは繰り返し行われることが求められ、これを都度記録、共有することが有効
B 本人の意思が確認できないケースにおける方針決定の手続き	
区分	ポイント
意思決定の推定者	高齢者の単身世帯増を背景に、法的な意味での親族以外や、複数名の存在があることも視野に
意思を伝えられない場合の備え	特定の意思決定の推定者（家族等）を前もって定め、患者本人の人生観や価値観をもって「本人が望むこと」「本人の最善の利益」について、医療・ケアチームを含めた合意を形成していく
判断を委ねられた場合	家族等がない、又はいても判断せず決定を医療・ケアチームに委ねるケースも想定。医学的妥当性・適切性による判断と、決定内容の十分な説明
方針決定プロセスの記録	本人の意思が確認できず、医療・ケアチームによって判断された場合であっても、その決定プロセスは文書に記録していく

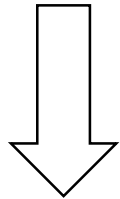
複数の専門家からなる話し合いの場の設置

区分	ポイント
考え方	別途設定される第三者を含めた話し合いの場は、あくまでもここまでみてきたプロセスを経てもなお、合意に至らない場合、例外的に必要とされるもの
第三者である専門家	第三者である専門家とは、次のような人物を指している ・医療倫理に精通した専門家 ・国が行う「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会」の修了者 等



整理

- ここまでみてきたようなことは、医療・介護の現場においては、全く新しいものではない。人生の最終段階に至る前の段階から、価値観・人生観等も含めた十分なコミュニケーションを踏まえた、医療・ケア内容の決定が行われてきた実態がある。



求められているのは、暗黙のルールや特定の者だけで行われるのではなく、形式知として、共通の認識・理解のもとに行われること

- ① 十分な情報提供と説明
- ② ①による「本人の意思決定」の重視（本人が意思決定できない状況にあるときは、本人の意思を推定できる者）
- ③ ②の意思は、身体的・物理的・時間的要素など、様々な影響により変化しうるものであることを理解し、①-②のプロセスは繰り返し行われる必要があること
- ④ ①-③のプロセスは、その都度文書にまとめられていること
- ⑤ 「自院における、人生の最終段階における医療・ケア（看取り）の指針」のブラッシュアップ

参考：指針に盛り込んでおくとよいと思われる事項

ガイドラインは、「看取り時の医療・ケアの方針をどのように決定するか」ということについて、患者本人や家族等への説明や手続き等の手順を定めたものであり、特定の定められた指針（様式）があるわけではない。ここでは、指針に盛り込んでおくと良いと思われる事項を取り上げる。

1. 目的
2. 理念（人生の最終段階における医療・ケア「以下、看取り」の自院の考え方）
3. 実施内容
 - (1)看取りの対象者
 - (2)看取り期における自院の体制
 - (3)看取り期における具体的実施内容
 - a.情報提供と同意・説明（インフォームドコンセント）について
 - b.看取り期の判断について
 - c.看取り期と判断された後の計画策定について



4.人生の最終段階における医療・ケアの実施にあたっての自院の説明

(1)院内（環境）設備について

(2)院内の連携体制について

(3)記録関係の整備について

d.人生の最終段階における医療・ケア同意書

e.医師の指示書

f.人生の最終段階における医療・ケア計画書

g.経過観察記録

h.カンファレンスの記録

i.診療録の記録

j.人生の最終段階における医療・ケア終了時のカンファレンスの記録

(4)関係職種の役割分担について（医師、看護師、薬剤師、コメディカル等）

5.職員研修について

参考資料・文献

- 人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会(2018.03)
「人生の最終段階における医療・ケアの普及・啓発の在り方に関する報告書」
- 厚生労働省Webサイト
「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について
- 「人生の最終段階における医療体制整備事業」の各年度報告書
- 山形県Webサイト
「高齢者施設等における看取りに関する手引き（看取り指針・各種様式参考例）」